

南スーダンP K Oにおける「駆け付け警護」に反対し、  
自衛隊の撤収を求める意見書（案）

安倍内閣は11月15日、自衛隊が参加している南スーダンでの国連平和維持活動（P K O）について、安全保障関連法に基づき、武力行使を可能とする新任務「駆けつけ警護」及び他国軍との「宿营地共同防護」を付与する閣議決定を行った。

そもそもこの新任務付与の根拠となる安保関連法案自体、国会での十分な議論も行われず、多くの有識者から「違憲」と批判され、主権者による抗議の国会包囲の中、数の力で強行成立したものである。杜撰な安保法制に基づく一方的な武器使用の拡大は許されるものではない。

また、わが国の「P K O参加5原則」の1番目には「紛争当事者の間で停戦合意が成立していること」と明記され、P K O参加には「武力紛争の停止」が大前提である。しかし、報道されているとおり、現地の治安は悪化の一途をたどっており、政府側と反政府側の激しい武力衝突が繰り返されている。この7月にも首都ジュバでは270名が死亡する大規模戦闘が起きており、国連も4000名の「地域防護部隊」増強を決議し、南スーダン政府も受け入れを決めたところである。「武力紛争停止状態」では決してない。にもかかわらず、政府は南スーダン情勢について黒塗り文書しか開示せずに「首都の治安は比較的安定している」「P K O法上の武力紛争はない」と詭弁を弄し、今回の閣議決定を強行したのである。

今回の新任務は、敵対勢力の反撃次第では、否応なく戦闘行為に発展する可能性があり、憲法第9条が禁止する武力の行使又は武力による威嚇に抵触するものである。平和憲法の下、これまで1人の戦死者も出さず、1人も殺傷することもなかった自衛隊62年の歴史を破壊する暴挙にほかならない。安保法制を廃止し武力によらない紛争解決の道を国際社会の正義として推し進めることこそ、日本国憲法の理念にかなうものである。

政府に対し、新任務付与の閣議決定の即時撤回、南スーダンからの自衛隊即時撤退を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年〇月〇日

千葉県議会議長

内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣あて